



職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 住民基本台帳法の違反

(1) 事件の内容

令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムから個人情報情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕され、その後、令和4年12月16日に本事案により起訴された。

当該職員は、区の事情聴取において情報漏えいの事実を認めている。

(2) 被処分職員及び処分内容

被処分職員	処分内容	発令年月日
《所属》区民生活部文化・交流課 《職層》主事 《氏名》市川 直央 (いちかわ なおひさ) 《年齢》33歳	免職	令和5年1月25日

2 情報公開時における非公開情報の誤提供

(1) 事件の内容

令和4年12月28日、区職員が住民基本台帳法違反容疑により逮捕された件に係る文書の情報公開請求(1件)に対し、窓口で請求者へ該当する文書の写しを交付した後、請求者の指摘により、本来非公開とすべき当該文書の発信者の氏名を公開した状態で交付したことが判明した。

(2) 被処分職員及び処分内容

被処分職員	処分内容	発令年月日
《所属》政策経営部 《職層》課長級 《年齢》41歳	戒告	令和5年1月25日

3 区長コメント

この度は、区民及び関係者の皆さまの区政への信頼を大きく損ねる事態を招いてしまったことに対し、区政を預かる最高責任者として、心よりお詫びを申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起こらぬよう、再発防止の徹底と区政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、私及び副区長につきましては、自らの責任を明らかにするため、給料減額の特例条例を令和5年第1回区議会定例会にご提案する予定です。

【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111 (代表)